

第2次太宰府市子ども読書活動推進計画



平成30年3月

太宰府市

はじめに

この度第6代市長に就任致しました楠田大蔵です。未来を担う子供たちのための市政を目指し、頑張ってまいります。

その一つとして、平成24年度に策定した「太宰府市子ども読書活動推進計画(第1次)」が計画期間の5年を経過したことを受け、これまで頂いたご意見やご要望などをもとにさらに充実、発展させることに致しました。

平成12年の子ども読書年を契機に、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行され、子どもの健やかな成長に資する読書活動の推進がうたわれました。この法律では、国や地方公共団体の責務、事業者の努力、保護者の役割、関係機関との連携強化などについても定められています。

これに基づき国は、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、そしてその成果や課題を踏まえ、平成20年に「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成25年に「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

福岡県におきましても、平成16年に「福岡県子ども読書推進計画」が、平成22年、28年に同計画の改定版が策定されています。

今回本市におきましても、国や県の取り組みや他市町村の取り組みなども参考にし、計画の理念や目的を引き継ぎながらも、これまでの取組みをさらに充実、発展させていきたいと考えています。

本計画の策定にあたっては、子どもの読書活動の実態を把握するため、パブリックコメントや図書館協議会などにおいて、貴重なご意見やご提言をいただきました。ご協力くださった多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

未来を担う全ての子どもたちが、たくさんの本との出会いによって、心豊かに過ごせること、そして読書により培われた知識や能力を活用し、大きく羽ばたいていくことを願って、本計画を実行に移してまいります。

平成30年3月

太宰府市長 楠 田 大 蔵

目 次

第1章 計画策定の背景

- 1 子どもの読書活動の現状 1
- 2 子どもと本をつなぐ「大人」 3

第2章 基本的な考え方

- 1 計画の概要 5
- 2 計画策定にあたって 6
- 3 施策体系図 7

第3章 推進のための方策

- 1 乳幼児期 10
- 2 学齢期 13
- 3 青年期 17
- 4 協 働 20

資料編

- 用語解説 27
- 子どもの読書活動の推進に関する法律 30
- 第2次太宰府市子ども読書活動推進計画策定の経過 33
- 太宰府市立図書館協議会委員名簿 34
- 第2次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議委員名簿 . . 34

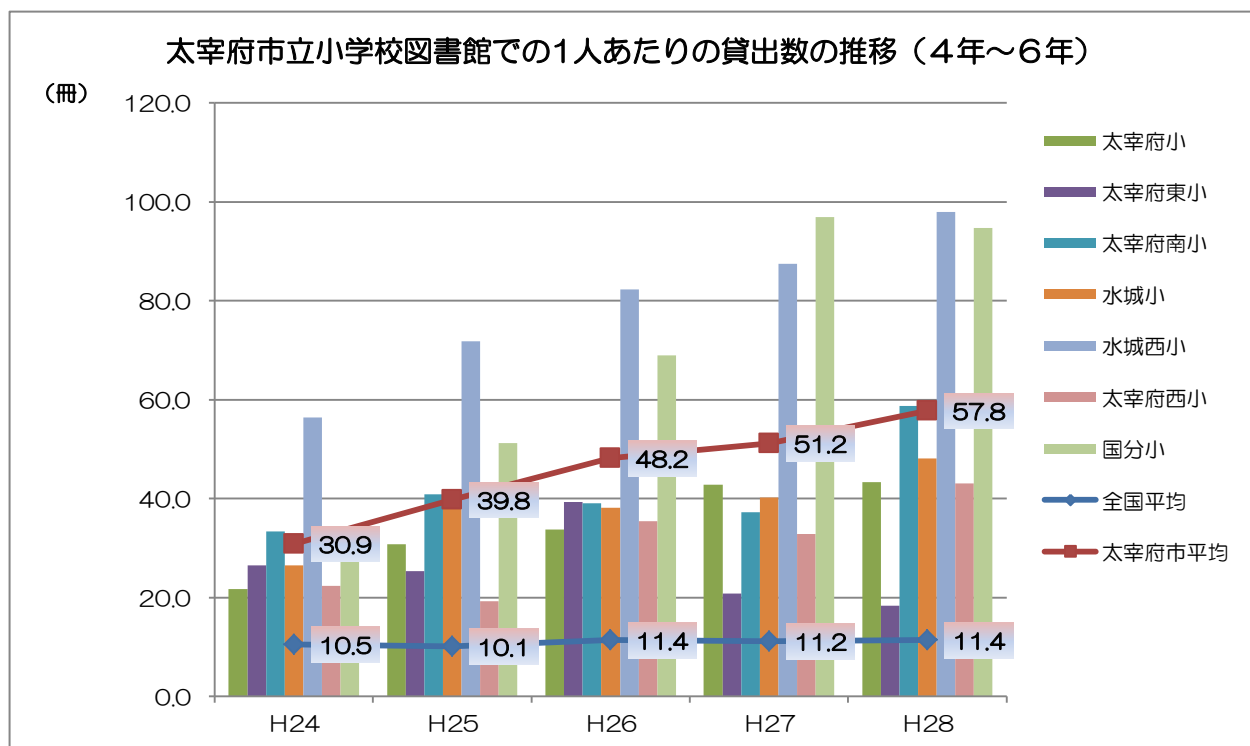
第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の現状

(1) 小学生の読書状況

平成28年度第62回学校読書調査報告によると、小学生（4～6年生）の5月1カ月間の平均読書冊数は、ここ数年10冊から11冊程度と、ほぼ横ばいの状態が続いており、5年前の調査と比べてみても大きな変化は見られません。

太宰府市では、学校図書館を利用した小学生（4～6年生）の年度ごとの1人あたりの平均貸出冊数が、平成24年度の30.9冊を皮切りに、39.8冊→48.2冊→51.2冊→57.8冊と年を追うごとに大幅な増加を見せています。この要因としては、「太宰府市子ども読書推進計画（第1次）」で新規事業として取り組む計画にあった学校司書配置が、平成25年度から市内の全市立小学校において実現したことがあげられます。学校司書が専任で配置されたことにより、それまで行き届かない状態だった学校図書館の環境整備をはじめ、蔵書構成の見直し、読書支援や授業支援などといった取組みが着実に実践され、子どもたちの読書欲や知識欲が刺激された結果が貸出数の伸びとして表れました。

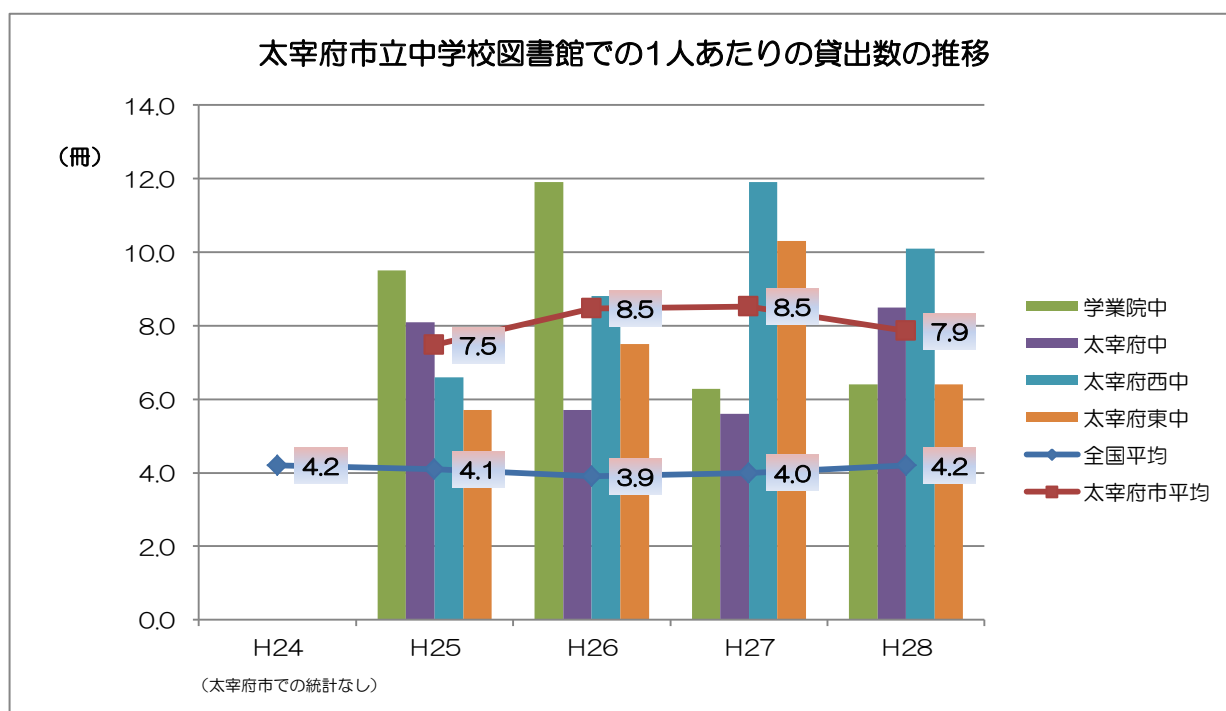


(2) 中学生の読書状況

一方、同調査によると、中学生の5月1カ月間の平均読書冊数は、4冊前後で推移しています。太宰府市の学校図書館を利用した中学生の年度ごとの1人あたりの平均貸出冊数は、小学生のころからかなり減って、7.5冊～8.5冊といったところです。全国的な傾向として、学年が上がるほど部活動や受験など読書以外に時間をさかざるを得ない状況となっていることが貸出数減少の要因としてあげられていますが、太宰府市においても例外ではありません。

また、学校図書館に専任の司書が配備されていなかったことも一因としてあげられます。平成25年からの市民図書館司書による支援が入るまで、学校図書館の蔵書構成は見直されることもなく、生徒たちが直接利用する唯一の機会である開館すらも安定して行われていない状況が続いていました。これでは学校図書館の機能が十分に果たせているとはいえません。この支援を機に、読書及び学習・情報センターとしてのあるべき姿に向けて環境整備を少しずつ行い、ようやく生徒にも学校図書館の存在が浸透しはじめたところであるといえます。

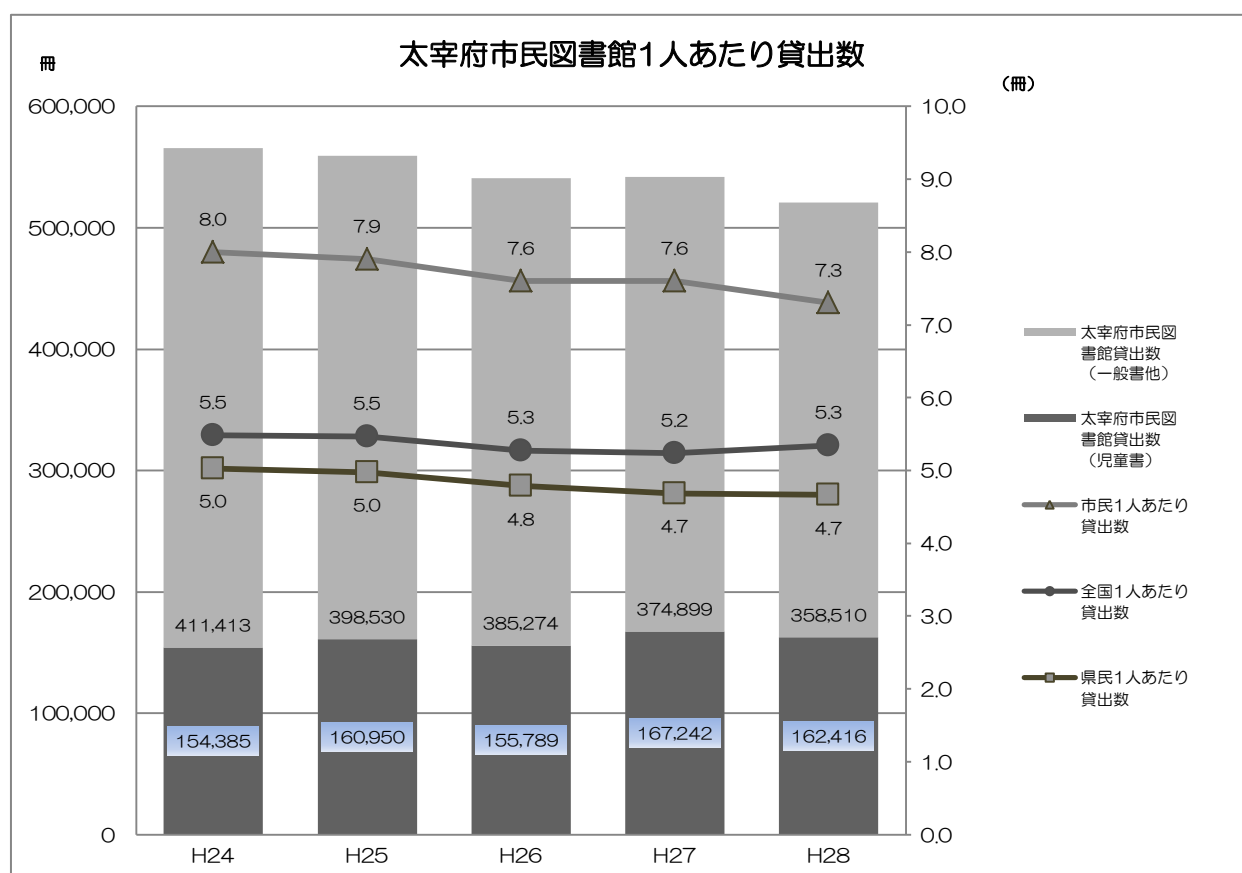
しかし、小学校での学校司書導入後の貸出数の伸びにも表れているとおり、学校司書の専任配置によるきめ細かな対応は不可欠です。平成29年10月からの市立中学校の学校司書専任配置により、今後への期待が膨らみます。



2 子どもと本をつなぐ「大人」

このように、子どもの読書活動において、子どもと本をつなぐ「大人」の存在は大きく、ないがしろにはできないことがわかります。

その反面、1970年代頃から問題視されてきた全国的な大人の読書離れについては、子どもの読書活動推進の機運が高まる今に至っても有効な対策が見いだせず、改善されていません。当市においては、市民図書館での市民1人あたり貸出数が全国平均を上回る高水準にありますが、総貸出数とともに減少傾向に歯止めがかからない状況となっています。読書を楽しみ、日常生活に本を活用する大人の姿は、子どもへの生きた読書支援活動です。子どもだけでなく、大人も併せて早急に対処していく必要があります。



平成24年度から、市民図書館と保健センター、子育て支援センターが連携して、乳幼児健診を受ける全ての赤ちゃんと保護者を対象とするブックスタート事業（注1）を新規に開始しました。これは乳児期から家庭での読み聞かせを支援するためのもので、末永く読書が習慣づけられることを目的としています。

家庭での読み聞かせがもたらす力については、今や広く知られているところです。国立大学法人お茶の水女子大学による「平成25年度の全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」^{（注2）}では、保護者が子どもに本や新聞を読むように勧めている、読んだ本の感想を話し合ったりしている、小さい頃に絵本の読み聞かせをした、子どもと一緒に図書館に行くといったように、親子がともに行動することを含めた読書経験が、子どもの学力を支えているという特徴が明らかにされました。

幼き日の絵本が、読書習慣の原点です。太宰府市では、家庭や学校、地域といったいろいろな場面で携わる多くの大人たちそれぞれが、子どもたちが豊かな心を育み、自らの生きる力を培うことができるように、読書活動をとおして応援していきたいと考えています。

注1：0歳から絵本に親しませ、読み聞かせなどをとおして親子のふれあいを深めるのが目的で、1992年に英国で始まった。太宰府市では平成24年8月から、市の4カ月児健診時に実施している。また、ブックスタートに先駆けて開始したファーストブック事業は、平成14年4月から1歳6カ月児健診時に行う類似事業であり、現在もフォローアップを目的として継続している。

注2：文部科学省の委託により国立大学法人お茶の水女子大学が平成25年度全国学力・学習状況調査の追加調査として実施した「保護者に対する調査」の結果を活用し、家庭状況と学力の関係及び成果を上げている学校や児童生徒の取組みを分析したもの。

第2章 基本的な考え方

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に規定する「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」として平成24年度に策定した「太宰府市子ども読書活動推進計画」の第2次計画であり、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものです。

また、本計画は、「第五次太宰府市総合計画」に定める教育分野全般及び子育て支援の推進に係る基本方針並びに「太宰府市教育大綱」を踏まえて策定することとします。

(2) 対象

0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

(3) 期間

平成30年度からおおむね5年間とします。ただし、社会情勢の変化や総合計画等の策定状況に合わせ、必要に応じて見直しを行います。また、平成29年度を点検・評価の対象年度として含みます。

(4) 計画の推進

本計画の目標を達成するために、関係領域（家庭・地域、幼稚園・保育所など、学校、図書館）所管の各課・機関が協力し、計画の理念や施策に対する理解を浸透させるとともに、保護者・ボランティアや読書関係団体を含めた全市的な連携のもとに着実な推進を図ります。また、本計画における取組みについての点検と評価を太宰府市立図書館協議会に諮ります。

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31				
2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
第五次太宰府市総合計画												
						太宰府市教育大綱						
市子ども読書活動推進計画 (第1次)							市子ども読書活動推進計画 (第2次)					

(1) 計画の目標

(2) 基本方針

前計画では、方策を推進する領域（家庭・地域、幼稚園・保育所など、学校、図書館）ごとに体系を構築し、関係領域を所管する部署ごとに取組みが分かれた形となっていました。本計画においては、前計画の全ての方策を「乳幼児期」「学齢期」「青年期」という子どもの発達段階ごとに整理して、各期の課題と取組みを明確にし、全ての発達段階の取組みにおいて支援が必要な子どもへの配慮を欠かさないよう努めながら、その推進を図るものとします。

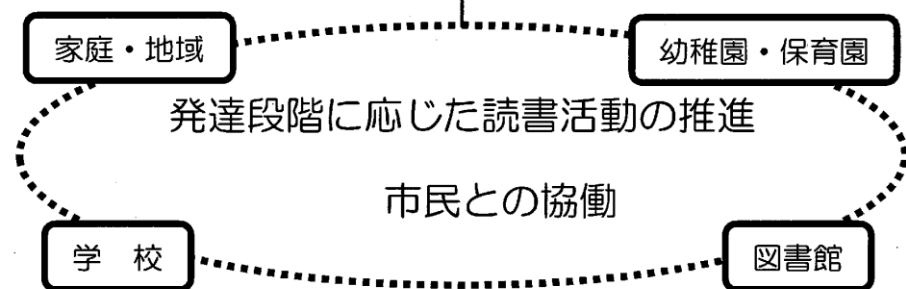
また、地域・市民が一体となって子どもの健やかな成長を支える読書活動を進めていくために、「協働」を計画の主要な柱の一本とします。

3 施策体系図

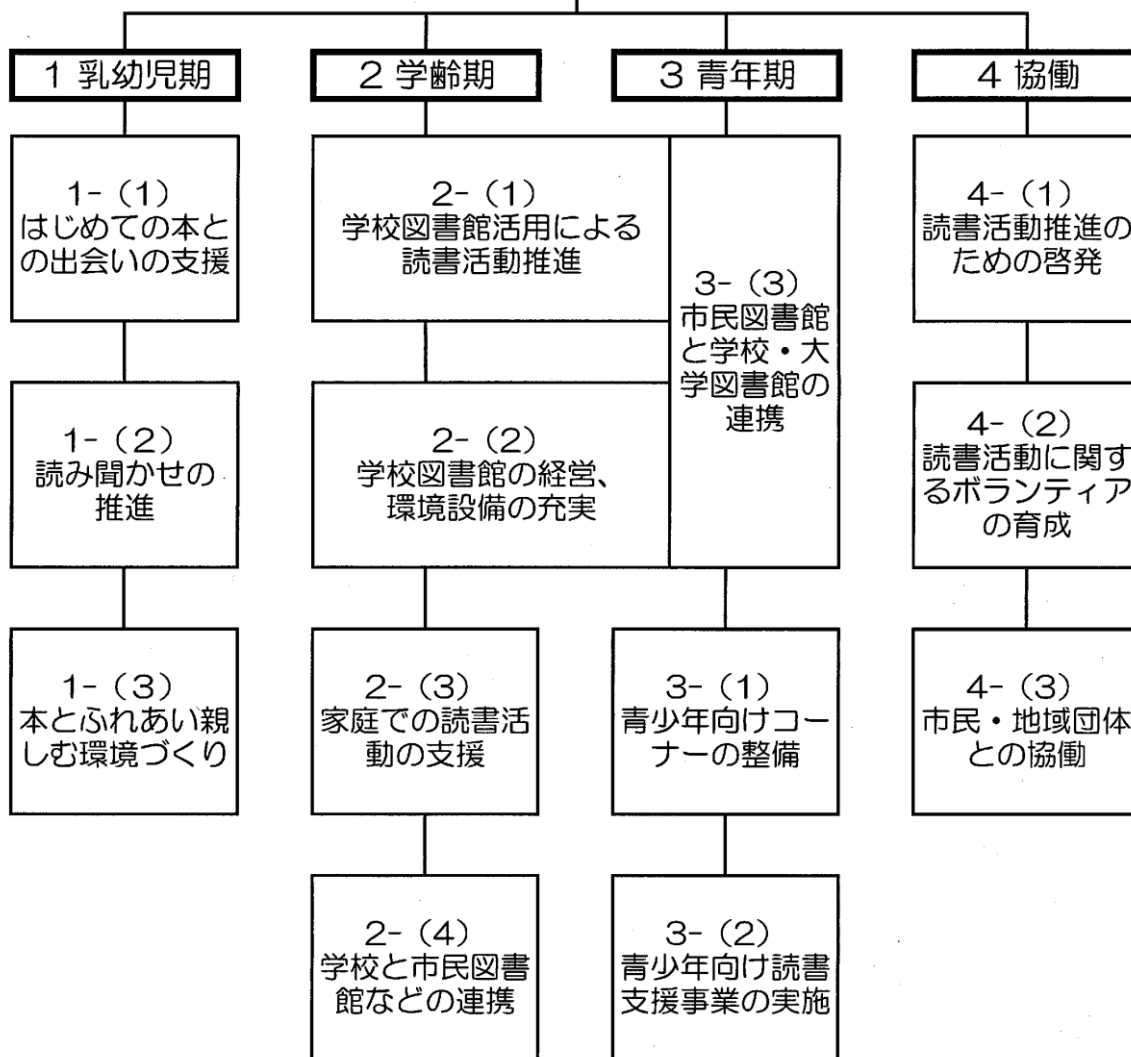
目標

読書活動をととして
子どもの豊かな心を育み自ら生きる力を培う

方針



方策



取組み一覧（詳細は次章）

	方策		取組み	
1 乳幼児期	(1)	はじめての本との出会いの支援	1	ブックスタート及びそのフォローアップ事業
			2	子育て講座での啓発
			3	家庭教育学級（就学前コース）で絵本の読み聞かせの推進
			4	たより発行などによる保護者への情報提供
	(2)	読み聞かせの推進	5	読み聞かせ・おはなし会の実施
			6	訪問・出張おはなし会
	(3)	本とふれあい親しむ環境づくり	7	絵本コーナーなど絵本と親しむスペースの整備と資料の充実
			8	配慮が必要な子どもの読書を支援する環境整備
			9	保育所（園）・幼稚園などへの団体貸出・配本と情報提供
			10	保育所（園）・幼稚園などの見学受入れ
2 学齢期	(1)	学校図書館活用による読書活動推進	11	学校図書館を活用した調べ学習の充実
			12	学校図書館利用方法の紹介
			13	朝や昼の読書活動の充実
			14	発表機会の充実
			15	児童・生徒会活動による取組みの充実
			16	「読書」に関する日に合わせた取組み
	(2)	学校図書館の経営、環境設備の充実	17	学校図書館の環境整備
			18	学校図書館だよりの発行
			19	学校図書館司書の配置継続と研修機会の充実
	(3)	家庭での読書活動の支援	20	家庭教育学級での読書活動の推進
			21	保護者への啓発
			22	児童図書の情報提供や本を使った調べものの援助の充実
			23	移動図書館の学校乗入れと身近な場所への巡回
			24	子どもが自分で読むことの楽しさを知ることができる環境の整備
	(4)	学校と市民図書館などの連携	25	学校支援事業
			26	児童・生徒の見学、職場体験
			27	特別支援学校・学級への支援

	方策		取組み	
3 青年期	(1)	青少年向けコーナーの整備	28	ヤングアダルトコーナーの環境整備
			29	青少年向け資料の充実と情報提供
	(2)	青少年向け読書支援事業の実施	30	自身の読書活動の成果を発表できる参加体験型事業の実施
			31	職場体験・実習の受入れ
	(3)	市民図書館と学校・大学図書館の連携	32	資料の情報提供や相互貸借などの協力体制の整備
			33	連携事業の推進
4 協働	(1)	読書活動推進のための啓発と広報	34	「子ども読書の日」を中心とした読書に関する日の普及啓発の推進
			35	子ども及び一般向け読書推進事業開催
			36	読書に関する情報提供と啓発活動
	(2)	読書活動に関するボランティアの育成	37	読書ボランティアの育成及び地域文庫など読書団体の技量向上を図る講座などの開催
			38	図書館ボランティア育成の講座・情報交換会などの開催
	(3)	市民・地域団体との協働	39	子育てサークル・地域団体の支援・連携
			40	保護者・読書ボランティアの協力による読み聞かせなどの推進
			41	地域文庫・読書ボランティア団体への団体貸出・情報提供
			42	地域文庫・読書ボランティア団体との協働事業の開催及び団体の主体的活動推進
			43	図書館ボランティアによる活動の場の拡大

第3章 推進のための方策

1 乳幼児期

ことばを獲得し、考え、判断し、表現する、生涯にわたる人間形成の基礎を培うこの時期は、あらゆることを吸収していく非常に重要な時期といえるでしょう。特に、保護者や保育者など身近な大人たちからの絵本の読み聞かせは、子どもたちに心地よい安心感とともに、多様な経験をもたらします。絵本のおもしろさや楽しさを味わいながら、健やかな心と生きる力が育まれていく大切な時間です。

この時期の子どもにとって、身近な大人との関わりなくして本と出合う喜びを知ることは極めて困難です。家庭での読み聞かせや、親子で本の感想を語り合うこと、大人が読書を楽しむ様子を日頃から目にするというような、子どもが読書に興味を持つ工夫をすることが大切です。

(1) はじめての本との出会いの支援

「絵本を開くことで、だれもが楽しく、赤ちゃんとゆっくり心ふれあうひとときをもてるように」との願いを持って、4カ月児健診時にブックスタート事業を、1歳6カ月児健診時にはそのフォローアップ事業を行っています。これら一連の事業をとおして、読書が家族みんなの日常生活の一部となるよう啓発をしていきます。

更に、子育て講座や就学前の家庭教育学級などでも、絵本についての学びの機会を提供します。また、より多くの絵本との出会いを支援するために、おすすめ絵本のリストやたよりなどを作成・発行し、広く情報提供を行います。



子育て講座「にこにこ講座」
(子育て支援センター)

（２）読み聞かせの推進

家庭や保育の現場をはじめとして、子育て支援事業や市民図書館という、子どもが集まるさまざまな場面で読み聞かせを実施することで、おはなしの楽しさをより身近に感じてもらう機会が増していきます。本に対する興味を育み、就学以降の読書が身近なものであり続けるためにも、この時期の読み聞かせは欠かすことができません。

これからも、あらゆる機会をとらえ、年齢や季節に応じた読み聞かせやおはなし会の開催に努めます。

（３）本とふれあい楽しむ環境づくり

さまざまなジャンルの本を手に取りあれこれじっくりと選ぶことも、読書の楽しみのひとつといえることができるでしょう。幼い子どもがいろいろな本にふれることができる一番身近な場所である保育の現場において、絵本のコーナーの整備に努めます。

また、より多くの選択肢の中から子ども自身に選んでもらうことができるよう、市民図書館では今後も資料の充実を図り、季節やテーマに沿った本の展示などをおとして利用に供していきます。配慮が必要な子どもに対しても、外国語の資料や布の絵本の充実を図り読書を支援します。更に、保育所（園）や幼稚園の資料の充実を補助するための団体貸出サービスを推進し、本や図書館への子どもの興味が育つよう、図書館見学などの希望にも応えます。



保育所太宰府園の絵本コーナー



幼稚園児の市民図書館見学

＜ 各方策に対する具体的な取組み ＞

子育て：子育て支援センター 保健：保健センター 図書：市民図書館

方策	取組み	取組み内容	実施区分	所管
(1)	1 ブックスタート及びそのフォローアップ事業	全ての家庭で絵本に親しむきっかけをつくるために、4カ月児健診時に絵本を贈るブックスタートを実施します。また、そのフォローアップ事業を行い、家庭での絵本を介したふれあいの時間を支援します。	継続	文化学習課・図書 元気づくり課・保健 元気づくり課・子育て
(1)	2 子育て講座での啓発	「絵本について」の講座を実施し、子どもの読書活動についての保護者の啓発を図ります。	継続	元気づくり課・子育て
(1)	3 家庭教育学級（就学前コース）で絵本の読み聞かせの推進	6回講座の中の1回に、講師を招いて「絵本の選び方と読み聞かせ」の講座を実施します。更に子育て支援センターとの連携を図ります。	継続	社会教育課
(1)	4 たより発行等による保護者への情報提供	保護者に向けてのたよりや本のリストなどの発行により、絵本やおはなしの情報と楽しさを伝え、家庭での読書活動を支援します。	継続	保育児童課 元気づくり課・子育て 文化学習課・図書
(2)	5 読み聞かせ・おはなし会の実施	子育て支援事業や、保育所・市民図書館で日常的・定期的に読み聞かせを行うことにより、子どもにおはなしの楽しさを伝えます。	継続	元気づくり課・子育て 保育児童課 文化学習課・図書
(2)	6 訪問・出張おはなし会	子育てサークルや学童保育所などからの依頼に応じて読み聞かせやおはなし会を実施し、子どもが絵本と親しむ機会を増やします。	継続	元気づくり課・子育て 文化学習課・図書
(3)	7 絵本コーナーなど絵本と親しむスペースの整備と資料の充実	子どものための本のコーナーを確保・整備し、子どもの読書活動を支える資料の充実に努めます。	継続	保育児童課 元気づくり課・子育て 文化学習課・図書
(3)	8 配慮が必要な子どもの読書を支援する環境整備	配慮が必要な子どもの読書を支援するため、布の絵本や外国語資料などを充実させ、利用しやすい環境を整えます。	継続	文化学習課・図書
(3)	9 保育所（園）・幼稚園などへの団体貸出・配本と情報提供	団体貸出や移動図書館による配本事業、また、本や読書関連事業に関する情報の提供を行い、保育所（園）・幼稚園などの読書環境の整備を支援します。	継続	文化学習課・図書 保育児童課
(3)	10 保育所（園）・幼稚園などの見学受け入れ	保育所（園）・幼稚園などからの要望に応じて見学を受け入れ、本や図書館への関心を高めます。	継続	文化学習課・図書

実施区分 「継続」：平成28年度まで実施しているもので、平成29年度以降も同様の内容で実施するもの

2 学齢期

学齢期を迎えるころには、子どもの興味や関心は飛躍的に拡大し、さまざまなジャンルの本を楽しむことができるようになってきます。生涯にわたって本に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく大切な時期であるといえるでしょう。学校図書館は、子どもにとって最も身近な図書館であり、子どもの読書活動に大きな影響を与える空間です。学校は、子どもが読書に親しみを持つような環境を整備し、子どもの言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させる必要があります。

国においては、平成26年6月に「学校図書館法」の改正が行われるなど、子どもの読書活動に関連する法の整備が進められてきました。

学校教育において、子どもの確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要であり、同時に読書活動を通じて、子どもの豊かな人間性を形成していくことが求められています。

(1) 学校図書館活用による読書活動推進

国語科・特別活動や総合的な学習の時間などをはじめ各教科において、効果的に学校図書館を活用できるように、全教職員が職員研修などで学校図書館の意義と役割、読書活動の重要性などの共通理解を持ったうえで計画的な教育活動を行うとともに、学習時間外のさまざまな機会においても、児童・生徒の自主性を生かした適切な読書指導と図書館の有効活用を図り、子どもの自ら学ぶ力と豊かな感性を育みます。



授業で作成した POP を使って本の紹介

(2) 学校図書館の経営、環境設備の充実

学齢期の子どもは学年が上がるにつれて、学習や部活動などで忙しくなり、本を読まない傾向にあることが、全国的な統計でも報告されています。学校図

書館は、そのような子どもたちの読書及び学習・情報センターとしての活用が期待されていますが、その運営にあたる学校司書は必要不可欠です。子どもと本とをつなぐ架け橋となる学校司書は、これからも市内の小・中学校全てに継続して配置され、読書指導や読書相談といった啓発活動のほか、発達段階に応じた蔵書の充実を図るなど、人的物的環境の整備充実に努めます。

（３）家庭での読書活動の支援

生活の基本の場となる家庭で、子どもは保護者をお手本に基本的な習慣を身に付けて行きます。読書の楽しさに目覚め、自ら読書活動を行うようになるには、保護者自身が日常的に読書を楽しむ姿を見せることがなによりです。子どもに対する情報提供や環境整備だけでなく、さまざまな形で保護者に向けた啓発を推進します。

また、市民図書館は子どもの利用しやすい身近な場所へ移動図書館車を巡回させて読み物を中心とした本を提供し、子どもが自ら楽しむための家庭での読書を支援します。



移動図書館の貸出しに並ぶ子ども達

（４）学校と市民図書館などの連携

子どもに本と接する場をより多く提供できるよう、学校は市民図書館などの関係機関と連携します。また、支援が必要な子どもたちの実態やニーズに合った図書と出会えるように、市民図書館訪問や移動図書館車の利用などをおして、全ての子どもが読書に親しむことができる環境の充実に努めます。更に、施設見学（小学生）や職場体験（中学生）で市民図書館の仕組みや役割を学ぶことで、読書への関心を高めます。

＜ 各方策に対する具体的な取組み ＞

図書：市民図書館

方策	取組み	取組み内容	実施区分	所管
(1)	11 学校図書館を活用した調べ学習の充実	学校図書館を活用して調べ学習ができるよう、各学年の学習指導との関連を明確にして計画的に指導できるように努めます。	継続	学校教育課
(1)	12 学校図書館利用方法の紹介	新入生を対象に、学校図書館オリエンテーションを行い、子どもが学校図書館に親しめるよう推進します。	継続	学校教育課
(1)	13 朝や昼の読書活動の充実	小・中学校の学校生活をとおして、読み聞かせやブックトークなどの朝・昼の読書活動が継続的に実施できるよう、学校の指導計画に位置づけ、更に充実させます。	充実	学校教育課
(1)	14 発表機会の充実	読んだ本を紹介するPOPづくりや読書感想文コンクールなどへの参加を推奨し、表現する学習活動を充実させます。	充実	学校教育課
(1)	15 児童・生徒会活動による取組みの充実	児童・生徒自身のアイデアを生かして、自主的・実践的な活動を行うことができるよう支援に努めます。	継続	学校教育課
(1)	16 「読書」に関する日に合わせた取組み	「子ども読書の日」や「読書週間」、「文字・活字文化の日」などに合わせた取組みや、子どもの発達段階や学校の特色に応じた読書活動に関する取組みの実施に努めます。	継続	学校教育課
(2)	17 学校図書館の環境整備	学校図書館の環境や蔵書などについて、現状の分析を行い、より効率的な環境整備を進めます。また、支援が必要な子どものための資料の充実に努めます。	継続	学校教育課
(2)	18 学校図書館だよりの発行	推薦図書の紹介や学校図書館に関する情報などを図書館だよりに掲載し、子どもが学校図書館に親しめるよう努めます。	継続	学校教育課
(2)	19 学校図書館司書の配置継続と研修機会の充実	学校図書館運営に関わる学校司書の配置を継続するとともに、資質向上のための研修の充実と図書館間の連携を強化します。	新規 充実	学校教育課 文化学習課・図書
(3)	20 家庭教育学級での読書活動の推進	子どもの読書活動について保護者が学べるように、「読み聞かせ及び本の重要性」の内容の講師を入れるなど、講師一覧表を充実させ、読書活動の推進を図ります。	充実	社会教育課
(3)	21 保護者への啓発	保護者にも読書活動の意義を伝えるため、授業参観やPTA活動、学校だよりのなどとおしてPRし、保護者への啓発を図ります。	継続	学校教育課

方策	取組み	取組み内容	実施区分	所管
(3)	22 児童図書の情報提供や本を使った調べものの援助の充実	発達段階ごとの図書案内の配布や、図書館ホームページ及び利用者用検索機での案内をととして児童図書の情報提供に努めます。また、本を使った調べものの援助の充実を図ります。	継続	文化学習課・図書
(3)	23 移動図書館の学校乗入れと身近な場所の巡回	各小学校に移動図書館を乗入れ、読み物の読書環境補完を図ります。また、地域の公園など子どもが利用しやすい場所への巡回に努めます。	継続	文化学習課・図書 学校教育課
(3)	24 子どもが自分で読むことの楽しさを知ることができる環境の整備	絵本から読み物へ、読んでもらう読書から自分で読む自立した読書への転換期を支援するために、情報提供と環境の整備に努めます。	充実	文化学習課・図書
(4)	25 学校支援事業	市民図書館司書が学校図書館を巡回して行う業務支援を継続するほか、学級文庫などの団体貸出や移動図書館の利用をととして、子どもと本の出会いを支援します。	充実	文化学習課・図書 学校教育課
(4)	26 児童・生徒の見学、職場体験	施設見学（小学生）や職場体験（中学生）で市民図書館を訪問し、市民図書館の司書の仕事内容などについて学び、読書への関心が高まるように努めます。	継続	文化学習課・図書 学校教育課
(4)	27 特別支援学校・学級への支援	特別支援学校・学級への団体貸出と出張おはなし会を継続実施します。	継続	文化学習課・図書

実施区分

「継続」：平成28年度まで実施しているもので、平成29年度以降も同様の内容で実施するもの
「充実」：平成28年度まで実施しているもので、平成29年度以降も内容の充実や取組みの再編を図るもの
「新規」：平成28年度までは実施していないが、平成29年度以降新たに実施または実施を予定するもの



学校図書館での工夫された本の展示



学校と市民図書館の共同事業

3 青年期

青年期(13歳くらいから成人前まで)は、子どもから大人への過渡期であり、著しい身体的成長とともに精神的な揺らぎが現れます。この年代の子どもたちは、さまざまな葛藤のなかで自己を確立し、社会の一員として自立して生きる力を獲得していかなければなりません。多読期を経て成熟期を迎え、その対象を児童書から一般書へとステップアップさせていくこの時期の読書は、個性を磨き、考える力を養い、想像力や判断力を育むために、一層重要なものとなってきます。

第1章でふれたとおり、小学生から中学生になり、学年が上がるほどに、子どもの読書量は減る傾向にあります。学校生活が多忙になることがその大きな原因のひとつであると言うことはできますが、読書の対象が児童書から一般書に移るときに、興味や能力に見合った適切な資料が身近に少ない、または、資料はあってもそれを見つけ出すことができないなどの要因があることを見逃すことはできません。

もはや子どもではないと思っていながらも、未熟な面を抱える自己の矛盾に戸惑い、大人との関係よりも友人関係に強い意味を見出したり、親に対する反抗期を迎え親子のコミュニケーションが不足しがちになったりするなどの、この世代の特性に配慮しながら、自立した成人読者となるための援助を行っています。

＊本節での取組みは、「学齢期」の中学校における方策に加える形で行うものです。

(1) 青少年向けコーナーの整備

市民図書館においては、この世代の求めに的確に応じることができるよう、スペースを確保して青少年向けコーナーとして整備し、時流に即した資料の収集と関心を高める配置、展示に努めます。また、インターネットのソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)などの活用も視野に入れた効果的な情報提供の方策により読書活動を支援していきます。

(2) 青少年向け読書支援事業の実施

自身の読書活動を文字や話し言葉にして人に伝えたり、社会体験として図書館の仕事を学習したりするなど、青少年が読書や図書館と主体的に関わることができる参加体験型の読書事業に取り組み、個人の読書活動から人や社会とのつながりへと発展させていくことができるよう支援します。

(3) 市民図書館と学校・大学図書館の連携

この世代が学校生活で多忙であることを考慮して、最も長い時間を過ごす身近な場所である学校・大学の図書館と市民図書館との連携を深め、図書館間の情報交換や交流を積極的に推進します。また、読書関連事業の協力開催や図書館資料の相互貸借などの実現に向けた環境整備を行い、本との出会いと読書活動への参加機会の拡大を図ります。



市民図書館ヤングアダルトコーナー資料紹介



中学生の体験学習

＜ 各方策に対する具体的な取組み ＞

図書：市民図書館

方策	取組み	取組み内容	実施区分	所管
(1)	28 ヤングアダルトコーナーの環境整備	限られたスペースを活用して、この世代の関心を高める効果的な資料配置と展示方法の改善を図ります。	継続	文化学習課・図書
(1)	29 青少年向け資料の充実と情報提供	この世代の感性・価値観に訴える資料を収集し、時流に即した方法での情報提供に努めることにより、児童書から一般書への移行期の読書を支援します。	充実	文化学習課・図書
(2)	30 自身の読書活動の成果を発表できる参加体験型事業の実施	読書会や本の紹介文づくりなど、自身の読書活動を人に伝える体験型の事業を、機会を捉えて実施します。	充実	文化学習課・図書
(2)	31 職場体験・実習の受入れ	要望に応じて、職場体験・インターンシップ・実習を受け入れ、読書や図書館への理解を深めます。	継続	文化学習課・図書
(3)	32 資料の情報提供や相互貸借などの協力体制の整備	図書館だより・新着図書案内の送付などの情報提供を行うとともに、相互貸借などの協力体制整備に向けて、図書館間の交流を推進します。	充実	文化学習課・図書
(3)	33 連携事業の推進	生徒・学生が参加できる図書館事業の情報提供をはじめとして、相互の事業参加や事業の共催など、多様な形で連携を推進します。	充実	文化学習課・図書

実施区分

「継続」：平成28年度まで実施しているもので、平成29年度以降も同様の内容で実施するもの

「充実」：平成28年度まで実施しているもので、平成29年度以降も内容の充実や取組みの再編を図るもの

4 協 働

子どもに本を手渡し読書を勧める立場である大人自身の読書離れが全国的な課題となっていることは第1章で述べたとおりで、本市においても保護者をはじめとする一般市民への啓発が大きな課題のひとつとなっています。

一方、昭和61年の市民図書館開館に大きな推進役を果たした「太宰府市文庫連絡協議会」（現「太宰府市子ども文庫・読書サークル連絡協議会」）をはじめとして、本市の読書活動には市民が主体的にボランティアとして関わることで大きな役割を担っており、市一丸となった活動で成果を上げてきているところです。

子どもの読書活動をとおして、市民が世代を超えた絆を深め、地域一体となった人づくりとまちづくりにつないでいくことができるよう、全ての市民に向けて、読書活動への理解を深める情報提供や啓発事業を展開します。

（１）読書活動推進のための啓発

身近な大人が日常的に読書を楽しみ、生活の場で本を活用している姿を見せることは、子どもが本を手取るための、何よりも大きなきっかけとなります。子どもの読書活動推進のため、また、大人自身が読書に親しむために、啓発と情報の提供を行います。

（２）読書活動に関するボランティアの育成

子どもの健やかな成長を支えるために、地域の大人の力は欠くことができないものです。地域・学校で子どもに読み聞かせやブックトークを行う読書ボランティアと、本の整理や事業運営などに携わることで読書環境向上に貢献する図書館ボランティアを、新規に育成するとともに、その資質・技量向上を図る研修機会提供などの支援に努めます。



読書ボランティア研修（市民図書館）

(3) 市民・地域団体との協働

地域の子育てサークル・団体への資料の貸出や情報提供をとおして、その活動を支援します。また、読書活動に関する個人ボランティアや地域文庫などの読書ボランティア団体との連携を深め、協働の読書活動推進事業を開催するとともに、各人・各団体の主体的な活動を支援・推進します。

本の整理などの作業に携わる図書館ボランティアは、基本的に個別の活動となるため、情報交換や合同での活動の場の提供などボランティア間の交流の機会を設け、ひとりひとりが生き生きと持続的に活動ができる環境づくりに努めます。



読書ボランティア団体の学習交流会



事業で指導者役を務める図書館ボランティア

＜ 各方策に対する具体的な取組み ＞

子育て：子育て支援センター 図書：市民図書館

方策	取組み	取組み内容	実施区分	所管
(1)	34 「子ども読書の日」を中心とした読書に関する日の普及啓発の推進	「子ども読書の日」「文字活字文化の日」などの読書に関する日について、その趣旨にふさわしい普及啓発を推進します。	継続	文化学習課・図書 社会教育課
(1)	35 子ども及び一般向け読書推進事業開催	読書に関する講座や参加体験型事業などを実施し、読書活動を推進します。	継続	文化学習課・図書
(1)	36 読書に関する情報提供と啓発活動	「広報だざいふ」、「としょかんだより」や市民図書館ホームページで、読書に関する情報提供と啓発活動に努めます。	継続	文化学習課・図書
(2)	37 読書ボランティアの育成及び地域文庫等読書団体の技量向上を図る講座などの開催	学校や市民図書館などで読み聞かせをする読書ボランティアを育成し、及び地域文庫などの読書ボランティア団体の技量向上を図る講座などを開催し、その活動を支援します。	継続	文化学習課・図書
(2)	38 図書館ボランティア育成の講座・情報交換会などの開催	本の補修や書架整理などを行う図書館ボランティアを募り、研修や情報交換会を実施して技術や知識の向上を図ります。	継続	文化学習課・図書
(3)	39 子育てサークル・地域団体の支援・連携	地域の子育てサークル・団体への紙芝居などの貸出やサポーター支援講座などを通して、更に活動を支援し連携を図ります。	継続	元気づくり課・子育て 文化学習課・図書
(3)	40 保護者・読書ボランティアの協力による読み聞かせなどの推進	学校図書館での読み聞かせや、朝・昼の読書の時間に支援する保護者・読書ボランティアを募り、子どもの読書活動の支援に更に努めます。	継続	学校教育課 文化学習課・図書
(3)	41 地域文庫・読書ボランティア団体への団体貸出・情報提供	団体貸出による読書環境の整備や、子どもの読書に関する情報の提供などにより、地域文庫や読書ボランティア団体の活動を支援します。	継続	文化学習課・図書
(3)	42 地域文庫・読書ボランティア団体との協働事業の開催及び団体の主体的活動推進	地域文庫等読書ボランティア団体との協働による読書活動推進事業を開催します。また、助成情報の提供や広報協力などにより団体の主体的な活動を推進・支援します。	継続	文化学習課・図書 元気づくり課・子育て
(3)	43 図書館ボランティアによる活動の場の拡大	図書館ボランティアの活動の場を広げるとともに、持続的な活動が可能となるよう支援します。	継続	文化学習課・図書

実施区分 「継続」：平成28年度まで実施しているもので、平成29年度以降も同様の内容で実施するもの

参考文献

「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 平成25年5月17日閣議決定

「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）」福岡県教育委員会 平成28年8月

「平成25年度の全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」 国立大学法人お茶の水女子大学 平成26年

「子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」文部科学省 平成21年

（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/053/gaiyou/attach/1286156.htm）

「学校図書館」2012年11月号 全国学校図書館協議会

「学校図書館」2016年11月号 全国学校図書館協議会

『赤ちゃんと絵本をひらいたら』NPOブックスタート／編著 岩波書店 2010年

『0歳児がことばを獲得するとき』正高信男／著 中央公論社 1993年

『読む力は生きる力』脇明子／著 岩波書店 2005年

『読む力が未来をひらく 小学生への読書支援』脇明子／著 岩波書店 2014年

『読書の発達心理学』秋田喜代美／著 国土社 1998年

『児童サービス論』改訂版 佐藤凉子／著 教育史料出版会 2009年

『ヤングアダルトサービス入門』半田雄二／著 教育史料出版会 1999年

『はじめよう学校図書館12 学校図書館ボランティアへの期待』

對崎奈美子・山田万紀恵／著 2016年

資料編

用語解説（50音順）

学校司書

小学校、中学校及び高等学校に設置される学校図書館において、専任として業務に携わるもの。学校図書館法第6条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と規定されている。

学校読書調査

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が合同で、全国の小学校4年生から高校3年生を対象として毎年6月に実施している調査。平成29年で63回目となる。「5月1か月間に読んだ本の冊数」「読んだ本の書名」「5月1か月間に読んだ雑誌の冊数」「ふだん読んでいる雑誌名」などの毎年調査している定例項目に加え、年ごとに設定した項目の調査を行っている。

子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子ども読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた。

子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの健やかな成長に資するため、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進することを求めた法律。平成13年12月施行。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

【Social Networking Service】人と人との社会的な交流を目的とした会員制のオンラインサービスの総称。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、趣味や居住地域など互いの共通点やつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する。Web サイトで利用することができる。Facebook（フェ

イスブック)、LINE (ライン)、Twitter (ツイッター) など。

団体貸出

保育所、幼稚園、学級、地域文庫などの団体に対して、市民図書館の資料を貸し出すこと。

読書週間

10月27日～11月9日。昭和22年11月、「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意のもと、出版社・取次会社・書店、公共図書館に新聞・放送のマスコミ機関も加わって最初の読書週間が開催され、国民的行事として定着した。公益社団法人読書推進運動協議会が主催。

「読書」に関する日

子ども読書の日、読書週間、文字・活字文化の日のほか、絵本週間（3月27日～4月9日）、国際子どもの本の日（4月2日）、教科書の日（4月10日）、こどもの読書週間（4月23日～5月12日）、図書館記念日（4月30日）、学校図書館の日（6月11日）、国際学校図書館月間（10月）、新聞週間（10月15日～10月21日）などがある。

図書館協議会

図書館法及び条例に基づき設置され、館長の諮問に応じ、図書館の運営等について意見を述べる機関。

布の絵本

厚地の台布に絵の部分をアップリケし、ボタンやひも、ファスナーなどで留めたり結んだりすることもできる手作りの絵本。おはなしだけでなく、布のぬくもりと生活動作の体験を楽しむことができる。



ブックスタート

赤ちゃんと保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけを作る運動。市町村単位で、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、保健センターの0歳児健診などで行われる。

ブックトーク

テーマを決めてそのテーマに関する本を数冊紹介し、本に興味を抱かせ、読書へのきっかけをつくる方法。

POP（ポップ）

カードサイズの紙に書名と短い説明文、イラストなどを手書きして、自分が読んだ本の魅力を、その本を読んだことのない人に紹介するもの。



文字・活字文化の日

10月27日。国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるため、「文字・活字文化振興法」で定められた。読書週間（10月27日～11月9日）の1日目でもある。

ヤングアダルト

【young adults】公共図書館や学校図書館で13歳～19歳の子ども（ティーンエイジャー）をさす言葉として使われている。児童書から一般書への橋渡しとなるこの世代向けの資料をヤングアダルト（YA）資料、またそのコーナーをヤングアダルト（YA）コーナーと称する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第2次太宰府市子ども読書活動推進計画策定の経過

期 日	内 容
平成29年 5月25日	第1回第2次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成29年 8月23日	第2回第2次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成29年10月18日	第3回第2次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成29年10月31日	第1回太宰府市立図書館協議会において審議
平成29年11月21日 ～12月22日	第2次太宰府市子ども読書活動推進計画素案のパブリックコメント実施
平成30年 1月10日	第4回第2次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
平成30年 2月 8日	第2回太宰府市立図書館協議会において審議
平成30年 2月28日	太宰府市教育委員会において審議
平成30年 3月 5日	「第2次太宰府市子ども読書活動推進計画」市長決裁

太宰府市立図書館協議会委員名簿

氏 名	所 属 等
穂坂 卓	元筑紫女学園短期大学教授
八尋 理恵	太宰府市子ども文庫・読書サークル連絡協議会会長
大空 美智子	特定非営利活動法人子育てサポートぽぴんず会員
黒田 可奈子	社会教育委員
白根 一夫	元福岡女子短期大学教授
野田 敏孝	水城西小学校校長

第2次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議委員名簿

氏 名	所 属 等
堀 浩二	学校教育課指導主事
大山 清敬	学校教育課指導係長
池田 哲也	社会教育課社会教育係長
竹崎 雄一郎	保育児童課保育所係長
野寄 正博	元気づくり課子育て応援係長
百田 繁俊	文化学習課長
今村 恵子	文化学習課文化学習係図書館担当係長
斉藤 啓子	文化学習課文化学習係
宮田 真珠子	文化学習課文化学習係

第 2 次太宰府市子ども読書活動推進計画

発行 平成30年3月

事務局 太宰府市教育委員会文化学習課
(太宰府市民図書館)

〒818-0101 太宰府市観世音寺1丁目3番1号

TEL 092-921-4646

FAX 092-921-4896